## みょうじん



自学·自治·自愛

## 有田市立保田中学校 平成31年 4月19日発行

(文責:校長)

No.5

## 平成31年度 保田中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成25年度、国において「いじめ防止対策推進法」が施行されて以来、本校においても「学校いじめ防止基本方針」を定め、以来、この基本方針に基づいて取組を進めています。また、毎年度末にこの基本方針の点検・見直しを行っています。

今年度の保田中学校「学校いじめ防止基本方針」の内容(概要)について紹介しますので、保護者の皆様にも 先生や近くの大人で理解いただき、ご協力をお願いします。



pixta.ip - 25572896

- いじめの防止等の学校の取組
- (1) いじめの防止等の対策のための組織
  - ・いじめの防止等に組織的に対応するため、学校対策組織を設置しています。構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーです。
- (2) 未然防止
  - ・いじめ問題を克服するために、本校教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの 未然防止の取組を行います。具体的には、「道徳教育及び体験活動等の充実」、「生徒会活動 等の活性化」、「生徒の人権意識の向上」、「授業づくりの改善と工夫」、「開かれた学校づく り」、「インターネット上のいじめ防止」等に取り組みます。
- (3) 早期発見・早期対応
  - ・早期発見のため、年に3回、アンケートを実施します。また、定期的な個人面談や保護者を交えた三者面談、スクールカウンセラーによる教育相談など、相談体制の充実に取り組みます。教職員は、日頃から生徒の見守りや生徒・保護者等との信頼関係の構築に努め、いじめを見逃さないよう意識を高めます。
  - ・早期の適切な対応に努めます。いじめの兆候を認知したときは、生徒の安全を確保しつつ、 事実の確認を行います。関係する生徒に対し、保護者の協力を得ながら、必要な指導・支援・助言を行います。また、指導後の状況についても継続的に指導・支援していきます。
  - ・いじめが、重大事態(犯罪行為)として取り扱われるべきものであると認められる場合は、 教育的配慮や被害生徒等の意向に配慮のうえ、関係機関と連携した対応を行います。
  - ・インターネット上のいじめに対しては、関係生徒等に指導のうえ、関係機関と連携した対 応を行います。
- ○教職員の資質能力の向上
  - ・いじめ防止等に適切に対応できるよう教職員の研修を行います。
- ○家庭・地域との連携
  - ・保護者や地域住民との信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域でのようすを把握し、気軽に 相談できる体制の整備に努めます。
- ○取組内容の点検・評価
  - ・具体的な取組状況や達成状況を点検・評価し、必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」 の見直しを行います。
- ※本校には、本年度もスクールカウンセラー(SC)が配置されています。(原則:毎週火曜日) スクールカウンセラー(SC)とは、学校において心理相談業務に従事する心理職専門家の ことで、生徒の不登校や学校内・外での種々の教育相談などに対応しています。積極的にご 相談ください。